

令和5年度 長崎県相談支援従事者**現任**研修 募集要項

1. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

2. 実施主体 長崎県障害者社会参加推進センター（長崎県指定研修機関）

3. 受講資格

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。

- (1) 初回受講・・・過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。
- (2) 2回目以降・・・過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること。

※旧カリキュラム受講者（令和2年4月1日前5年間に於いて、現任研修、主任相談支援専門員研修又は初任者研修を修了した者）は、初回受講時について、上記（1）（2）の要件を求めないこととする。

※注意!!

相談支援専門員の資格は更新制ですので、資格を継続するためには、初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年の間に現任研修を修了する必要があります。5年ごとに現任研修を修了していかないと、初任者研修の修了資格は失効となります。資格を失効した方は、再度初任者研修（7日間）を受講しなければなりません。（P6の「現任研修早見表」を参照してください。）

4. 研修日程・開催場所

講義：**共通講義**については、eラーニング形式のオンライン動画を配信します。
（※視聴期間内は、いつでも視聴可能です。）

(1) 研修日程（講義）※オンライン開催

	研修日	研修形式
共通講義	令和5年10月6日（金）	オンラインによる動画の配信 （eラーニング形式） ※視聴期間 10月6日～18日

(2) 研修日程（演習）※集合研修

	研修日	研修会場
演習1日目	令和5年10月19日（木）	アルカディア大村 2階 コンベンションホール (大村市雄ヶ原町1298-29) ※駐車場あり
インターバル期間（実地研修）		
演習2日目	令和5年11月16日（木）	
インターバル期間（実地研修）		
演習3日目	令和5年12月19日（火）	

5. 研修内容 別添「研修カリキュラム」のとおり（今後、変更の可能性あり）

6. 募集定員 72名程度（※長崎県内の受講生に限定します。）

7. 受講費用 ●受講料 : 32,000円
※受講料内訳（講義：8,000円、演習：24,000円）
※インターバル期間中の賠償責任保険料を含んでいます。

※支払方法は銀行振込となります。振込先等詳細は受講決定通知でお知らせします。

8. 講義（オンライン研修）について

- ①日本相談支援専門員協会が作成したeラーニング形式のオンライン動画を配信します。（期間内はいつでも視聴可能です。）
- ②eラーニングを受講するには、インターネットに接続できるパソコンまたはタブレットが必要です。また、通信量が非常に多いため、通信制限のない環境（Wi-Fi等）の準備をお願いします。（詳細については、決定通知でお知らせします。）

9. 講義テキストについて

講義の資料につきましては、中央法規出版発行「障害者相談支援従事者研修テキスト（現任研修編）」を使用しますので、受講者は全員購入してください。

受講決定後、中央法規出版(株)へ申し込んでください。

（詳細については、受講決定通知でお知らせします。）

なお、テキスト代については、受講者負担になります。

●現任研修テキスト代（中央法規出版） : 3,080円(税込)

10. 受講申込方法・申込先

当センターのHPに掲載している受講申込書に必要事項を記入・押印のうえ、以下の申込先あてに期日必着で郵送してください。

(1) 提出書類

必要書類	留意点
①受講申込書 【必須】 ※記入要領参照	○申込書は当センターのHPよりダウンロードしてください。 HPアドレス ： http://nagasakiuishin.c.ooco.jp/ ①法人等の推薦を受けてください。(代表者印を押印) ②同一法人から複数人申し込む場合は、法人内の優先順位について、コース別に記入のうえ各法人で取りまとめて送付してください。また、受講決定後のキャンセルが無いように、仕事の調整等を十分行ったうえで申し込んでください。 ③研修修了者には受講者の氏名及び生年月日により修了証書を交付しますので、受講者の氏名は、パソコン入力可能な文字を使用し、楷書で記載するとともに誤字・脱字のないようご注意ください。 ④申込書記入に際しては、「記入要領」(当センターのHPに掲載)をよく読み、記入漏れがないようご注意ください。 ⑤受講者の選定については、申込書の記載内容にもとづいて検討しますので、必要事項に記入がないものについては勘案不可とし、受講できなくなる可能性があります。
②相談支援初任者研修、現任研修の修了証書のコピー 【必須】	○相談支援従事者 <u>初任者研修</u> 修了証書のコピー ○相談支援従事者 <u>現任研修</u> 修了証書のコピー(※過去の受講分すべて)
③実務経験証明書 【必須】	○様式は当センターのHPよりダウンロードしてください。 HPアドレス ： http://nagasakiuishin.c.ooco.jp/ ※様式は問いません。(市町に提出された写しでも可です。

(2) 申込期限

令和5年7月21日(金) 17:00【必着】

(3) 申込先

○下記宛先に郵送してください。

〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター県棟4F

長崎県障害者社会参加推進センター 宛

※申込期日を過ぎたもの、またFAXIによる申込みについては受け付けいたしません。

1 1. 受講者の選定

募集定員を超えた場合、長崎県と協議のうえ受講者の選定を行います。
なお、令和5年度受講が必須の方を優先します。

1 2. 受講決定の通知

8月上旬～中旬、受講申込書記載の申込者（法人）あてに決定（可・不可）通知を郵送します。

1 3. 事前課題（実地研修）

受講決定者は、事前課題を作成し、期日までに郵送してください。
作成した課題を基に研修を進行するため、課題提出が受講の条件です。
作成する際は、「障害者相談支援従事者研修テキスト（現任研修編）」を参照してください。なお、内容・提出様式等の詳細は受講決定通知にてお知らせします。

1 4. 修了証書の交付

- (1) 定められた全科目を受講することを修了の条件とし、4日間（講義＋演習）を修了した者には修了証書を交付します。
- (2) 遅刻又は早退、研修時間中の退席等により、講義および演習の内容が十分に修得されていないと認められる者、もしくは、受講態度が著しく不良と思われる者には修了証書等は交付しません。また、虚偽の内容により申込みをしたと判断された場合は、修了証書等の発行後であっても、修了の取消等の措置をとることとします。

1 5. 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはありません。

1 6. その他

- (1) 新型コロナウイルス等の感染症対策
国や長崎県の方針に従って万全を期して進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。
※発熱等により新型コロナウイルス感染症やインフルエンザと診断され、出勤停止となった場合は出席をご遠慮願います。
- (2) 障害等により座席の配慮やサポートが必要な場合
申込書の「受講者の障害の有無」にご記入ください。
申し出のあった方については、受講決定後、個別に対応させていただきます。ただし、申し出に対して十分に対応できない場合もありますので予めご了承ください。

(3) 実務要件について

相談支援専門員として実務に従事するためには、本研修修了と併せて、実務要件を満たす必要があります。当センターのホームページの下記をご確認ください。

● (別表1) 相談支援専門員の要件となる実務経験一覧

(4) 自然災害等発生について

台風・水害・地震等の自然災害発生時等の研修開催の有無については、県と協議のうえ決定します。

17. 申込に関する問合せ先

担 当	長崎県障害者社会参加推進センター 下原
住 所	〒852-8104 長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター県棟4F
電話番号	095-842-8178
FAX	095-849-4703
E-mail	shinshouren2@mbr.nifty.com
HPアドレス	http://nagasakiuishin.c.ooco.jp/

《現任研修早見表》

初任者研修 修了年度	現任研修1回目	現任研修2回目	現任研修3回目
平成18年度	平成19年度～23年度	平成24年度～28年度	平成29年度～令和3年度
平成19年度	平成20年度～24年度	平成25年度～29年度	平成30年度～令和4年度
平成20年度	平成21年度～25年度	平成26年度～30年度	令和元年度～ 5年度
平成21年度	平成22年度～26年度	平成27年度～令和元年度	令和 2年度～ 6年度
平成22年度	平成23年度～27年度	平成28年度～令和2年度	令和 3年度～ 7年度
平成23年度	平成24年度～28年度	平成29年度～令和3年度	令和 4年度～ 8年度
平成24年度	平成25年度～29年度	平成30年度～令和4年度	令和 5年度～ 9年度
平成25年度	平成26年度～30年度	令和元年度～ 5年度	令和 6年度～10年度
平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和 2年度～ 6年度	令和 7年度～11年度
平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和 3年度～ 7年度	令和 8年度～12年度
平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和 4年度～ 8年度	令和 9年度～13年度
平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和 5年度～ 9年度	令和10年度～14年度
平成30年度	令和元年度～ 5年度	令和 6年度～10年度	令和11年度～15年度
令和元年度	令和 2年度～ 6年度	令和 7年度～11年度	令和12年度～16年度
令和2年度	令和 3年度～ 7年度	令和 8年度～12年度	令和13年度～17年度
令和3年度	令和 4年度～ 8年度	令和 9年度～13年度	令和14年度～18年度
令和4年度	令和 5年度～ 9年度	令和10年度～14年度	令和15年度～19年度
令和5年度	令和 6年度～10年度	令和11年度～15年度	令和16年度～20年度

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるために2日間の講義を受講した方(初任者研修で「受講証明書」を交付された方)は、本研修の対象ではありません。